

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[健康福祉局 医療援助課]

事業名	
7款 1項 5目	
小児医療費助成事業	

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
23	5

令和2年度 事業評価書 番号	7-1-5 1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	分担金及び負担金	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	9,338,880	0	1,728,621	29,781	5,088	0	7,575,390
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	9,534,848	0	1,677,858	39,653	5,103		7,812,234
増△減	△ 195,968	0	50,763	△ 9,872	△ 15	0	△ 236,844

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	10,087,418	10,026,137	10,569,918
	市債+一般財源	8,126,428	8,145,934	8,688,427
決算	事業費	9,092,131	9,299,330	9,510,559
	市債+一般財源	7,623,054	7,921,595	8,184,101

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	9,245,492	9,153,036
	市債+一般財源	7,449,636	7,424,640

方針の確認/決裁
 (R2年7月 条例) ・ 無

【事業の目的・必要性】

安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、小児医療費の一部を助成することにより、小児を抱える世帯の経済的負担の軽減を図り、小児の福祉の向上に寄与する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

令和3年度から1、2歳児の所得制限をなくし、所得要件を緩和する。
 比較的医療費がかかる1、2歳児の保護者の負担軽減が図られる。

【実績及び今後見込み】

	29年度実績	30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度見込
対象者数	284,772	278,631	313,252	318,419	319,123	316,580
助成額	8,679,225	8,817,333	9,096,563	9,021,045	8,774,318	8,686,575
1人あたり助成額	30,478	31,645	29,039	28,331	27,495	27,439

【事業費の内訳】

区分	R3年度	R2年度	差引	説明
扶助費	8,774,318	9,021,045	△ 246,727	所得緩和による対象者の増はあるが、扶助費単価の減もあり扶助費は減
委託料	498,506	449,398	49,108	所得緩和等による業務量の増による増及び印刷製本(帳票類の区配分)の委託化による増
事務費等	66,056	64,405	1,651	印刷製本(帳票類の区配分)の委託化による減はあるが、給付PJの事務費増による増
合計	9,338,880	9,534,848	△ 195,968	
国費	0	0	0	
県費	1,728,621	1,677,858	50,763	
負担金	29,781	39,653	△ 9,872	
諸収入	5,088	5,103	△ 15	
一般財源	7,575,390	7,812,234	△ 236,844	

【事業スケジュール】

年間を通じて給付を行います。

【事業開始年度】

平成6年度

【根拠法令】

横浜市小児の医療費助成に関する条例
 横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則

【根拠とするデータ等】

市・区の年齢別の人口(推計人口による、1月1日現在)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	福祉医療係
	佐藤 修一	松本 瑞絵	石坂 みな江

(健康福祉局)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 医療援助課]

事業名
7款 1項 5目
小児慢性特定疾病医療給付事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	7-1-5 2
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	914,887	431,264	0	45	0	483,578
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	844,167	399,920	0	41	0	444,206
増△減	70,720	31,344	0	4	0	39,372

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	765,860	793,490	941,086
算市債+一般財源	428,970	411,765	485,295
決事業費	846,903	762,766	820,630
算市債+一般財源	487,377	334,355	384,585

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	954,227	995,259
算市債+一般財源	504,372	526,060

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

慢性疾患に罹患していることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療の給付を行う。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 保護者の申請に基づき、医療費の自己負担分を給付する（所得に応じた自己負担分あり）。
- 医療費の適正な執行を図るため、レセプトの審査を支払基金・国保連合会に委託する。
- 医療給付事務の迅速な処理と医療費の適正な執行管理を図るため、電算化による処理を行う。そのため、基金のデータ作成を専門業者に委託する。

【実績及び今後見込み】

	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込	R5年度見込
対象者数 (人)	3,582	3,082	3,478	3,491	3,504	3,517	3,530
受診件数 (件)	29,009	29,757	30,074	31,257	32,487	33,765	35,094
一人あたり単価 (円)	213,417	235,926	224,560	233,350	242,557	246,298	261,859
一件あたり単価 (円)	26,353	24,435	25,970	26,062	26,162	25,655	26,340
医療扶助費 (円)	764,461,206	727,124,064	781,021,272	814,624,602	849,918,448	866,230,802	924,360,756

【事業費の内訳】

区分	令和3年度	令和2年度	差引	
扶助費	849,919	788,396	61,523	受給対象者の増
レセプト審査委託料	2,660	2,792	△132	国保加入者の支給件数の減
データ作成委託料	2,622	2,622	0	
医療給付システム運用	20,857	13,475	7,382	改修費の計上による増
小児特定疾病児手帳	788	653	135	受給対象者の増
小児特定審査会	420	420	0	
事務費	37,621	35,809	1,812	会計年度任用職員の計上による増等
合計	914,887	844,167	70,720	

【事業スケジュール】

令和3年度中の制度変更はありません。

【事業開始年度】

昭和49年度

【根拠法令】

児童福祉法
横浜市小児慢性特定疾病審査会運営要綱

【根拠とするデータ等】

公費負担医療診療報酬等請求内訳書（連合会）
各法分診療報酬等請求内訳書（総合計）（支払基金）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 修一	松本 瑞絵	福島 孝雄

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

[健康福祉局 医療援助課]

事業名
7款 1項 5目
医療給付事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	7-1-5 3
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	227,829	88,897	44,439	42,025	0	52,468
補助事業						
単独事業		補助率				
令和2年度	240,773	94,781	47,379	42,903	0	55,710
増△減	△ 12,944	△ 5,884	△ 2,940	△ 878	0	△ 3,242

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	250,890	235,861	215,857
算 市債+一般財源	51,856	48,269	44,504
決 事業費	221,712	243,767	218,548
算 市債+一般財源	36,871	50,861	65,409

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	227,829	227,829
算 市債+一般財源	52,468	52,468

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

医療費の負担を軽減することにより、必要な受療を促し、こどもの健康の回復及び維持を図ります。国の医療給付制度であるため、必要性を検討する余地はありません。

(1) 養育医療

医師が入院養育を必要と認めた未熟児の保険診療費及び入院時食事療養費標準負担額の自己負担分を現物給付します。
(所得に応じた徴収額あり→小児医療費で振替)

(2) 育成医療

身体に障害を有する児童または現存する疾患を放置すると障害を残す恐れのある児童の保険診療費を現物給付します。
(所得に応じた徴収額あり)

(3) 療育医療

医師が長期入院治療を必要と認めた結核児童の保険診療費、学用品・日用品を現物給付します。
(所得に応じた徴収額あり)

【令和3年度実施内容と期待される効果】

各事業目的に沿って医療の現物給付を行います。医療費の負担が軽減されることで、必要な受療が促され、こどもの健康回復及び維持が期待されます。

【実績及び今後見込み】

	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込
養育医療	給付実人数(人)	817	758	754	711	751	711
	扶助費(円)	211,590,666	185,099,260	200,353,331	216,239,939	197,152,661	216,666,000
育成医療	給付実人数(人)	439	412	251	255	191	255
	扶助費(円)	46,546,825	28,793,008	17,607,845	17,142,788	13,403,854	15,558,000
療育医療	給付実人数(人)	0	1	0	0	0	1
	扶助費(円)	0	70,000	0	0	0	70,000

【事業費の内訳】

（単位：千円）

区分	令和3年度	令和2年度	差引	説明
扶助費	219,826	232,294	△ 12,468	給付単価の減
委託料	361	277	84	審査件数の増
事務費等	7,642	8,202	△ 560	国庫負担金・県費負担金の超過交付分返還
合計	227,829	240,773	△ 12,944	

【事業スケジュール】

年間を通じて給付を行います。

【事業開始年度・根拠法令】

- (1) 未熟児養育医療給付事業 昭和33年「母子保健法第20条」
- (2) 自立支援医療（育成医療）給付事業 昭和29年「児童福祉法第20条」→平成18年4月「障害者自立支援法」
→平成25年4月「障害者総合支援法」
- (3) 結核児童療育医療給付事業 昭和34年「児童福祉法第21条の9」

【根拠とするデータ等】

過去5か年（平成27年度～令和元年度）及び直近3か月（令和2年3月～6月診療分）の実績値

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	福祉医療係
	佐藤 修一	松本 瑞絵	鳥羽 純子